

# わたしたちの生活と

## 市町村合併

シリーズ ⑱ 「国の動き(その1)」

### 今なぜ市町村合併？

— 今、市町村合併が求められる理由 —

国は、「市町村の合併の特例に関する法律」(合併特例法)の中で、「自主的な市町村の合併を推進」することを明記し、様々な支援措置によって、合併特例法の期限である平成17年3月までの合併推進にさらに力を入れています。今回から3回にわたって、総務省のホームページなどから主な市町村合併への取組みについて紹介します。

(詳しくは、総務省HPの合併相談コーナー

<http://www.soumu.go.jp/gapei/index.html>)

#### 地方分権の推進

地方分権は、住民に身近な行政の権限をできる限り地方自治体に移し、地域の創意工夫による行政運営を推進できるようにするための取組です。これを円滑に進めるためには、地方自治体にも行財政基盤を強化するための努力が求められています。

#### 高齢化への対応

今後、各地域で高齢化が一層進展し、高齢者への福祉サービスがますます大きな課題となつてきます。とりわけ高齢化の著しい市町村については、財政的な負担や高齢者を支えるマンパワーの確保が心配されています。

#### 多様化する

#### 住民ニーズへの対応

住民の価値観の多様化、技術革新

#### 生活圏の広域化への対応

の進展などにもない、住民が求めるサービスも多様化し、高度化しています。これに対応するため、専門的・高度な能力を有する職員の育成・確保が求められています。

交通網の発達などにより日常の生活圏が拡大し、これに伴い行政も広域的に対応する必要があります。また、都市近郊では市町村の区域を越えて市街地が連続しており、より広い観点から一体的なまちづくりを進めることが求められています。

#### 効率性の向上

危機的な財政状況にあるなかで、より効率的な行政運営が求められています。とりわけ、隣接市町村での類似施設の建設には批判があります。

#### 市町村合併に関する最近の答申等(抜粋)

#### 行政改革大綱

(抄：市町村合併関係)

(平成12年12月1日閣議決定)

#### II 地方分権の推進

#### (1) 市町村合併の推進

#### ① 基本的考え方

市町村行政を取り巻く情勢が大きく変化している中において、基礎的地方公共団体である市町村の行政サービスを維持し、向上させ、また、行政としての規模の拡大や効率化を図るといふ観点から、与党行財政改革推進協議会における「市町村合併後の自治体数を100を目標とする」という方針を踏まえて、自主的な市町村合併を積極的に推進し、行財政基盤を強化する。

#### ② 合併促進のための

#### 行財政措置の拡充

更なる気運の醸成を図るとともに、地方分権推進委員会の意見等を踏まえ、(中略)合併促進のための行財政措置の充実を図り、(中略)主体的な取組を積極的に支援することにより、国、都道府県、市町村が一体となつ

て、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)の期限である平成17年3月までに十分な成果が挙げられるよう、市町村合併をより一層強力に推進する。

#### 地方分権推進委員会

地方分権推進委員会は、7名の委員で構成され(発足時)、地方分権に関する基本的事項について調査審議し、その結果に基づき、地方分権推進計画の策定のための具体的な指針を内閣総理大臣に勧告すること、計画に基づく施策の実施状況を監視するということ2つの役割を担って、平成7年7月に発足しました。委員会では、5回の勧告を経て、平成13年6月に6年間の活動を締めくくる最終報告をまとめました。

#### 市町村合併の推進に

#### ついで意見(抄)

(平成12年11月27日)

#### II 市町村合併の推進方策

合併特例法の期限である平成17年3月までに十分な成果が上がるよう、既に講じられている措置に加え、新たに次の措置を講ずることとする。

#### ① 合併支援体制の整備(「市町村合併支援本部」(仮称)の設置)

#### ② 住民発議制度の拡充と住民投票制度の導入

#### ③ 合併推進についての指針への追加

(各都道府県に市町村合併のため

(次ページへ続く)